

議題1 西尾市方式包括的 PFI による給食センターの問題点について

- ① 特別目的会社SPCの構成企業は、給食について経験もノウハウもないが、そんなことで、機能性の高い給食センターはできないと思うがどうか。
- ② 市の要求水準書では、新設する建物について、その規模、面積、構造、建物内の設備、備品、機能や駐車場の用地あるいは面積など全く何も記載されていないが、そんなことで問題なく施設建設ができるのか。
- ③ 市は、事業契約書もしくは、その附属資料で、新設の建物の規模、面積、構造、建物内の設備、備品、機能や駐車場の用地あるいは面積などを細かく規定できるのか。
- ④ 特別目的会社と不動産開発会社との協定書には、施設の建設規模、構造、設備、機能など細部にわたる指示は盛り込まれるのか。
- ⑤ パススルーの原則とかいうもので、市が特別目的会社でなく、開発業者に直接指示できるものという説明がされてきたが、募集の際に公表された事業契約書（案）の上では、あくまでも特別目的会社を通してしか指示できないことになっている。実際の契約書では、直接指示できるように規定されるのか。
- ⑥ 建設、改修、用地の取得などでは、直接、市が専門業者と契約する方法と比較して、迅速性、的確性に欠けるのではないか。
- ⑦ 特別目的会社による施設の買取計画は、平成28年から33年というが、これから用地買収を行うなどというのでは、この期間内に収められないのではないか。